



隠岐の島町 お知らせ便

第338号（令和3年10月7日発行）

発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

掲載記事一覧

- ① 武良ゲンキ市の開催について
- ② 子宮頸がん予防ワクチンの予防接種について
- ③ 地域共生フォーラムについて
- ④ 男女共同参画に関する町民の意識・実態調査について
- ⑤ 10月は、臓器移植普及推進月間及び骨髄バンク推進月間です
- ⑥ 休日の当番医について
- ⑦ 認知症サポーター養成講座の開催について
- ⑧ 第4回隠岐の島町職員採用試験について
- ⑨ 行政相談週間及び行政相談所の開設について
- ⑩ 古い教科書を探しています

お知らせ便別冊

- ⑪ 雇用機会拡充事業補助金の事業実施者の公募について
- ⑫ 「こころの健康相談」ひきこもり専門相談」の開催について
- ⑬ ウォーキング教室「田園ウォーク」の開催について
- ⑭ 隠岐の島町宿泊業・飲食業等事業継続支援特別給付金について
- ⑮ 「事業者向け」中小企業者感染症対策支援事業費補助金について
- ⑯ ADSLのサービスの終了について
- ⑰ 都市計画説明会の開催について
- ⑱ パブリックコメントの実施について
- ⑲ 令和3年度第2回竹島問題を考える講座について
- ⑳ スポーツ安全保険について

① 武良ゲンキ市の開催について

武良ゲンキ市実行委員会では、左記のとおり「武良ゲンキ市」を開催します。

●開催日時

10月17日（日） 11時～12時

●開催場所

ものづくり学校（調理室）

●内容

各種加工品・フリーマーケット等

●主催

ゲンキ市実行委員会

◆問い合わせ先

武良ゲンキ市実行委員会事務局
（中出張所）

電話 4-00002

② 子宮頸がん予防ワクチンの予防接種について

子宮頸がん予防ワクチンは平成25年4月から定期予防接種となりましたが、同年6月、ワクチンとの因果関係を否定できない副反応が報告されたことから、適切な情報提供がされるまでの間、積極的勧奨を差し控えています。

ただ、ワクチンの有効性及び安全性等について十分に理解したうえで希望される場合は、定期予防接種として行うことが可能です。

接種を希望される方は、左記にお問い合わせください。

●対象者

隠岐の島町に住所を有する、小学6年生～高校1年生の年齢相当の女子

●接種方法

医療機関にて個別接種
（参考）子宮頸がんワクチンに関する情報（厚生労働省ホームページ）

◆問い合わせ先

役場保健福祉課
子育て世代包括支援係
電話 2-8577

③ 地域共生フォーラムについて

誰もが住み慣れた地域で安心した暮らしを送ることができるよう、『成年後見制度』をテーマとしたフォーラムです。

制度の概要をはじめ、各関係者の実践をご紹介いただきます。皆さまのこれからの暮らしのあり方を改めて考え、見詰め直すきっかけにしてみませんか。

●日時

10月29日（金）
午後1時30分～3時30分まで
（受付12時45分～）

●会場

文化会館・大ホール

●内容

- ① 説明 北岡 博嗣 司法書士
- ② 提言 橋爪 愛来 弁護士
- ③ シンポジウム

・法テラス西郷法律事務所

・仁万の里 生活支援課

・地域包括支援センター

・社会福祉協議会

・島根大学 加川充浩准教授

●申込期限

10月21日（木）

◆問い合わせ先

隠岐の島町社会福祉協議会
電話 3-1303

④ 男女共同参画に関する町民の意識・実態調査について

隠岐の島町では、この度、男女共同参画計画の第四次計画（令和4年度～令和8年）を策定するにあたり、本計画の策定及び今後の男女共同参画社会実現に向けて施策を進めていく上での参考にさせていただくため、アンケート調査を実施しております。

●アンケート名

「男女共同参画に関する町民の意識・実態調査」

●調査の対象

町内に住所がある18歳以上の方

●抽出方法

1100名を無作為に抽出

●調査の方法

郵送調査

●調査期間

令和3年9月27日（月）～

10月20日（水）

アンケートを受け取られた方は、お忙しい中、お手数をお掛けしますが、調査回答にご協力くださいますようお願い致します。

◆問い合わせ先

役場地域振興課 政策企画係

電話 218570

⑤ 10月は、臓器移植普及推進月間及び骨髄バンク推進月間です。

●臓器移植とは

心臓・肺・肝臓など生命維持のために重要な臓器がほとんど、あるいは全く機能しなくなり、移植でしか治療できない人と臓器を提供してよいと考える人を結ぶ医療です。

●骨髄等移植とは

白血病などの患者さんに対して、血液を作り出す元となる「造血幹細胞」を健康な人から提供されたものにおきかえて病気を根本的に治そうとする治療方法です。

移植医療は、医療者と患者さんだけではなく、第3者の方からの善意によるご提供から成り立っています。

臓器提供の意思表示は、インターネットでの意思登録や臓器提供意思表示カード、シール、健康保険証、運転免許証、個人番号カードの意思表示欄でできます。

「提供したい」「提供したくない」どちらも1人ひとりの平等で大切な意思です。ご家族とお話しをし、ご自分の意思を表示しましょう。

◆問い合わせ先

しまねまごころバンク

電話（0853）2212556

⑥ 休日の当番医について

10月の日曜・休日の当番医院は左記のとおりです。

当番日	当番医院	連絡先
3日（日）	半田内科クリニック	2・6280
10日（日）	高梨医院	2・0049
17日（日）	半田内科クリニック	2・6280
24日（日）	宇野内科医院	2・2572
31日（日）	宇野内科医院	2・2572

※当番表については隠岐広域連合のホームページでもご覧になれます。

※在宅当番医制度は、当番医院を決めて、休日に救急患者の対応をするもので、隠岐の島町では3つの医院が救急対応をしています。

休日の救急受診が必要なときは、当番医院を受診しましょう。

※受付時間は午前7時から午後7時までです。

※受診の際は、事前に当番医院に連絡してから受診しましょう。

◆問い合わせ先

隠岐広域連合 総務課

電話619150

⑦ 認知症サポーター養成講座の開催について

隠岐の島町図書館では、認知症サポーター養成講座を次のとおり開催します。認知症サポーターとは、特別な活動をするわけではなく、認知症やその家族の方の「応援者」です。どなたでも、参加できます。

●内容

認知症サポーター養成講座
～認知症にやさしいまちづくりにむけて～

- ・認知症の正しい知識
- ・認知症の方との接し方など

●講師

地域包括支援センター職員

●日時

10月23日（土）14時～15時

●場所

隠岐の島町図書館研修室

●参加料

無料

●定員

15名

●申込み切

10月20日（水）

●申込先

隠岐の島町図書館

電話 212341

◆問い合わせ先

役場保健福祉課

電話 214500

⑧ 第4回隠岐の島町職員採用試験について

隠岐の島町役場では、令和3年度第4回職員採用試験を実施します。

●募集職種と採用予定人員

保育士 若干名

●受験資格

次の条件をすべて満たす方が受験できます。

【保育士】

昭和61年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する方。又は令和4年3月31日までに当該資格を取得する見込みの方。

●試験日、試験会場及び試験内容

①試験日

令和3年12月12日（日）

②試験会場

隠岐の島町役場

（隠岐の島町下西78番地2）

③受付時間

午前8時～8時30分まで

④試験内容

教養試験（高卒程度）・専門試験・作文試験・面接試験

●受験手続

①申込用紙の請求及び提出先
〒685-8585

隠岐の島町下西78番地2

役場総務課職員係

電話 2-2111

②受付期間

令和3年10月13日（水）～

令和3年11月12日（金）まで 土

日祝日を除く平日

※郵送の場合は、11月12日（金）の消印分まで有効とし受け付けます。

※島外の方などで郵送で申込用紙を請求する場合は、11月5日（金）到着分まで受け付けし郵送します。

●採用

原則、令和4年4月1日以降に採用します。

◆問い合わせ先

役場総務課 職員係

電話 2-2111

⑨ 行政相談週間及び行政相談所の開設について

総務省の行政相談では、国の役所等の仕事について相談を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から必要なあつせんを行い、その解決を促進するとともに、皆様の声を行政運営の改善に役立てています。

総務省では、この行政相談制度について、皆様に広く理解され、利用してもらえよう、毎年10月に「行政相談週間」を設けています。

今年は10月18日（月）から24日（日）までの一週間です。この一環として、町では行政相談委員が次のとおり行政相談所を開設します。

相談は無料、予約不要で、秘密は固く守られます。お気軽にお越しください。

●開催日・会場

・10月18日（月）中出張所

・10月19日（火）五箇支所

・10月20日（水）都万支所

●開設時間

午後1時30分から3時まで

●新型コロナウイルス対策について
手指消毒、換気等に十分配慮して開設します。

ご相談にお越しになる方は、マスクの着用をお願いします。

◆問い合わせ先

島根行政監視行政相談センター

行政監視行政相談課

電話 0852-2113630



⑩ 古い教科書を探しています

隠岐の島町図書館では、寄贈・貸与等いただける、古い教科書を探しています。

隠岐で使われていた古い教科書を展示し、隠岐の人々がどのような教育を受けてきたのかを知るきっかけにします。

ご自宅等にございましたら、当館までご連絡下さい。

●対象

平成23年以前に町内で使われていた、小学校・中学校の教科書（教科は問いません）。

●展示期間

令和3年11月

展示期間後も、町の貴重な資料として保存します。

●提供方法

寄贈・貸与等、提供される方のご希望にあわせて対応します。

また、「〇〇にある」等の情報だけでも構いませんので、ご協力をお願いします。

◆問い合わせ先

隠岐の島町図書館

電話 2-2341

⑪雇用機会拡充事業補助金の事業実施者の公募について

隠岐の島町では、有人国境離島法に基づき、民間事業者が雇用者数の増加を伴う創業や事業拡大を行う場合の資金の一部を支援する雇用機会拡充事業を実施しています。

現在、令和4年度の実施事業分の公募をしております。ぜひ、ご活用ください。

●公募期間

令和3年 10月1日(金) ～
11月5日(金)

●補助対象者

次の①～③が対象者となります。

【町内で事業を行う場合】

- ①町内に居住して創業する者
- ②町内の事業所において事業拡大を行う者

【町外で事業を行う場合】

- ③隠岐の島町の商品、サービス等の販売を目的として創業する者

●事業実施要件(全て満たす者)

- ・雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。
- ・本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる確実性の高い事業を有する者であること。

・創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が充分に見込まれること。

●補助対象事業費の上限額

実施事業者への補助額は、事業費(本事業の実施に要する経費)の4分の3以内です。

また、補助対象となる事業費の上限は、左記のとおりです。

- ・創業・・・600万円
- ・事業拡大・・・1600万円
- ・設備投資を伴わない事業拡大・・・1200万円

●審査選定

町の審査会において、国へ申請する候補者を選定します。町の審査会では、応募者からの申請書類及びブレゼンテーションに基づき、雇用創出効果、事業性、成長性、継続性等について審査します。

※事業の採択は、国の審査を経て最終決定となります。

※詳しくは、隠岐の島町ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ先

役場地域振興課 政策企画係
電話 2・8570

⑫「こころの健康相談」 「ひきこもり専門相談」の開催について

《一人で悩まず、専門医に話してみませんか》

隠岐保健所で「こころの健康相談・ひきこもり専門相談」を開催します。

精神科医師と心理士が、ご本人やご家族の相談に応じます。

眠れない日が続く、イライラが続くなど、心の不安に関する相談のほか、お酒やギャンブルがやめられない、物忘れが多くなって不安、ひきこもりなどの相談にも応じます。

相談は無料で、相談内容の秘密は守ります。また、相談は事前予約制です。

●日時
令和3年11月9日(火)
9時～14時30分まで

●場所
隠岐保健所

●相談対応者
島根県立心と体の相談センター医師、心理士

●申込期限
令和3年10月25日(月)
※事前予約制です。

◆問い合わせ先
隠岐保健所 地域健康推進課

電話 2・9712

⑬ウォーキング教室「田園ウォーク」の開催について

●日時

10月24日(日)
午前9時30分～11時30分まで
※午前9時～受付開始

●集合場所

五箇 北方集会所前

●内容

五箇 北方・南方地区内をウォーキングします。
体調チェック・準備体操・体力測定・ウォーキングの実践(約4km)

●その他

- ・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じて実施します。
- ・タオル、飲み物などは各自でご準備ください。
- ・参加料は無料で、事前の申し込みは必要ありません。
- ・雨天による中止の場合は、町内放送でお知らせします。

◆問い合わせ先

*役場保健福祉課 健康係
電話 2・8562

*五箇公民館
電話 5・9011

*この教室は、健康づくりポイント対象事業(2ポイント)です。



隠岐の島町 お知らせ便 338号 令和3年 10月7日発行 別冊

⑭ 隠岐の島町宿泊業・飲食 業等事業継続支援特別給 付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい環境での経営を強いられている町内の宿泊業、飲食業、小売業などを営まれている事業者に対し、「事業の継続」と「雇用の維持」を目的として給付金を給付しています。

給付金の申請受付は感染症予防対策のため、完全予約制で行っています。申請をご検討の際には必ず商工観光課までご連絡ください。

●対象事業者

宿泊業、飲食業、卸売業、小売業、食品製造業、交通関連業、観光関連業

●給付金額

給付要件等を満たす事業者に対し、前期の年間売上高に対して、定率で算出した給付金額を給付します。

●申請期限

令和3年11月1日（月）まで要件等の詳細は町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問合せください。

◆問い合わせ先

役場商工観光課商工労働係
電話 218575

⑮ 【事業者向け】 中小企業者感染症対策 支援事業費補助金について

町では、今年度も中小企業者の事業継続に向けた取り組みを支援するための補助金をご用意しています。

対象となる取り組みについては、『新型コロナウイルス感染症拡大防止対策』『売上確保のための新事業展開』です。

ぜひご利用ください。

●対象事業者

隠岐の島町に事業所を置く中小企業者

（対象業種）道路旅客運送業、水運業、小売業、保険業、不動産業、物産貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、療術業

●補助対象経費

① 感染防止対策にかかる経費

改修費、備品購入費、広告宣伝費、消耗品費

② 新事業展開にかかる経費

改修費、備品購入費、広告宣伝費、消耗品費

●補助率

5分の4

●補助上限額

一般枠 80万円

再活用枠 40万円

※再活用枠は「令和2年度隠岐の島町商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金」を活用した事業者が該当します。

◆補助金の交付には各種要件があります。詳細は町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問合せください。

◆問い合わせ先

役場商工観光課 商工労働係
電話 218575

⑯ ADSLのサービスの 終了について

ADSLのサービスは間もなく終了いたします。

インターネット回線でADSLをお使いのご家庭は、ご契約中のサービスの終了期限をご確認ください。

ADSLから光回線に変更をご希望のご家庭は、別途光ファイバー引込工事（有料）が必要となりますので、現在契約中のプロバイダーにお問合せいただくか、NTT西日本島根支店（TEL 0800-20061024）までお申し込みください。

現在、光ファイバー引込工事が大変込み合っており、2か月以上かかる場合もありますので、早めのご検討をお願いします。

なお、ご不明な点は、左記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

役場総務課 広報広聴係
電話 218572

⑰ 都市計画説明会の開催について

島根県では、重要港湾西郷港について臨港地区の都市計画変更を行うため、原案についての説明会を開催します。

●都市計画説明会

①日時

10月27日（水）午後2時から

②場所

隠岐の島町役場 町民ホール

●意見公述の申込・変更原案の閲覧

この説明会で意見公述を希望される方は、住所、氏名、意見の要旨を記入した「意見申出書」を、役場建設課または島根県都市計画課まで、郵送またはご持参ください。

①申込・閲覧期間

10月8日（金）から10月22日（金）まで

②場所

役場建設課、島根県都市計画課（県庁南庁舎4階）

意見申出書の様式、変更原案の閲覧は、島根県都市計画課ホームページでも入手、閲覧できます。

●その他

意見公述の申込が無かった場合は説明会の開催を中止することとし、島根県都市計画課のホームページにてお知らせしますのでご確認ください。

◆問い合わせ先

〇〒690-8501

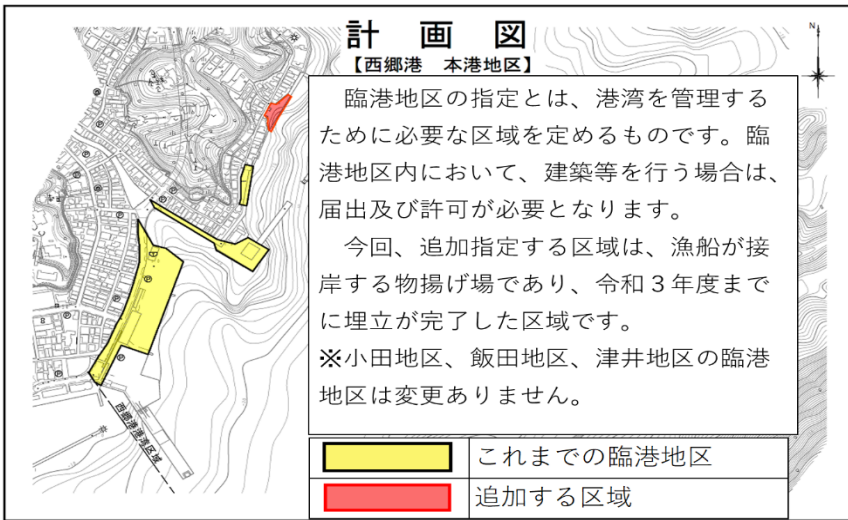
松江市殿町8番地

島根県土木部都市計画課

電話 0852-22-5213

○役場建設課

電話 2-8564



⑱ パブリックコメントの実施について

隠岐の島町では、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、本町における持続的発展可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するため、新たに令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で計画期間とする「隠岐の島町過疎地域持続的発展計画（案）」を策定しました。

現在、この計画（案）に対する町民の皆様のご意見を、次のとおり募集しています。是非ご応募ください。

●募集対象計画（案）

隠岐の島町過疎地域持続的発展計画（案）

●募集期間

令和3年10月6日（水）～
11月5日（金）17時まで

●計画（案）の閲覧方法

- ・隠岐の島町ホームページに掲載します。
- ・役場地域振興課（担当課）、各支所、中出張所、隠岐の島町図書館での閲覧が可能です。

●ご意見の提出方法

「①郵便②電子メール③ファクシミリ④閲覧場所への持参」のいずれか。

●ご意見の提出様式（次のいずれか）

- ・任意の様式に「住所・氏名・電話番号」（必須項目）を記載の上、提出。
- ・指定の様式に「住所・氏名・電話番号」（必須項目）を記載の上、提出。

※指定の様式は、閲覧場所に備え付けています。

※「住所・氏名」の記載のないご意見は、提出意見として取り扱うことができませんので、ご注意ください。

●ご提出のあった意見の公表

ご提出頂いたご意見については、最終的に、それに対する町の考えを付して、内容を公表します。ご提出者の住所、氏名は公表しません。

◆問い合わせ先

役場地域振興課 政策企画係

電話 2-8570

演題 竹島問題における隠岐諸島と鬱陵島

日韓関係は戦後最悪といわれて久しい。日韓関係の改善には、韓国の歴史認識問題の原点である竹島問題の解決は避けて通れない。問題解決の糸口はどこにあり、何が必要なのか。今回の講座は隠岐地区を会場に、韓国の現状や竹島と関わりが深い隠岐と鬱陵島の関係にも触れながら、竹島問題を活かした地域振興策について考えます。

講師 しも じょう まさ お
下 條 正 男 氏

島根県立大学客員教授、第1期～4期竹島問題研究会座長

日時 令和3年10月23日〔土〕 午前10時～午前11時30分
場所 隠岐島文化会館 集会室（隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二番地）
主催 島根県
定員 40名 （受講料無料・先着順）

【講師紹介】

1950年長野県生まれ。國學院大學大学院博士課程修了。1983年韓国三星綜合研修院主任講師、市立仁川大学校客員教授を経て、98年帰国。翌年拓殖大学国際開発研究所教授、2000年同大学国際開発学部アジア太平洋学科教授を歴任し、2021年3月に退官。現在は島根県立大学と東海大学海洋研究所の客員教授を務める。専攻は日本史。第1～第4期島根県竹島問題研究会座長。著書に「竹島VS独島」（ワニブックス）他。



【お申し込み方法】 申込期限：令和3年10月22日（金）

下記申込書を「竹島資料室」宛に、郵送またはFAXでお送りください。

電子メールの場合は「第2回竹島問題を考える講座申込」と明記の上、名前と電話番号を送信してください。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組とお願い】

発熱や咳・咽頭痛など体調不良の方は受講を控えてください。

受講中は必ずマスクを着用してください。

会場には手指消毒用の消毒液を用意し、定期的に会場内の換気を行います。

定員は会場収容人数の半分以上とし、隣席との身体的距離を確保（1席空ける）します。

そのほか感染拡大防止の取組を進めるため、業種別ガイドラインに従った取組を行います。

県内の感染拡大状況によっては開催を中止する場合があります。

【申し込み先・問い合わせ先】

島根県総務部総務課 竹島資料室 〒690-8501 松江市殿町1番地 県庁舎第3分庁舎

〔TEL〕0852-22-5669 〔FAX〕0852-22-6239 〔E-mail〕takeshima-shiryo@pref.shimane.lg.jp

キリトリ

令和3年度 第2回「竹島問題を考える講座」申込書		
（ふりがな） 名前		電話番号
次回講座案内 （どちらかに○）	不要・要	<送付先> 〒

※提供していただいた個人情報につきましては、考える講座開催のみに利用します。

小さな掛金、大きな補償

スポーツ安全保険®

対象となる事故

団体・グループ活動中の事故/往復中の事故

保険期間

令和3年4月1日午前0時から
令和4年3月31日午後12時まで

4名以上の団体・グループで
加入ください。

加入区分・掛金・補償額

加入 対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入 区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院日額 (1日目から/ 180日限度)	通院日額 (1日目から/ 30日限度)		
子ども (中学生 以下) ※特別支 援学校 高等部 の生徒 を含む	スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動	A1	800 円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は 1人 1億円)	180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段: 団体活動中およびその往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動など)の補償額	AW	1,450 円	2,100 万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の 場合、保険金額はA1区分と同額	3,150 万円	5,000 円	2,000 円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は 1人 1億500万円)	
				100 万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は 対象となりません。	150 万円	1,000 円	500 円	対人・対物賠償 合算1事故 500万円	対象外
大人 (高校生 以上)	スポーツ活動(指導・審判を含む) ※右記年齢の判断は、「令和3年4月1日」 と「掛金の支払い手続きを行う日」のい ずれか遅い日の年齢を基準とします。 ※A2区分で対象となる活動も補償され ます。	C 64歳以下	1,850 円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は 1人 1億円) ⚠ 自動車事故に よって賠償責任 を負った場合は、 補償の対象とな りません。	180万円
		B 65歳以上	1,200 円	600 万円	900 万円	1,800 円	1,000 円		
	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団員員の送迎 ※スポーツ活動中の事故は補償の対象と なりません。	A2 A2区分は 65歳以上 の方も加入 できます。	800 円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円		
全年齢	危険度の高いスポーツ(指導・審判を含む)	D	11,000 円	500 万円	750 万円	1,800 円	1,000 円		

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

スポーツ安全協会 島根県支部

TEL 0852-21-5388 FAX 0852-26-4733

電話受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日、12月29日から1月3日を除く。)

保険の詳しい内容、資料の請求は、ホームページをご覧ください。
ご加入はインターネットからのお手続きが便利です。

スポーツ安全保険

検索



この広告はスポーツ安全保険の概要についてご紹介したものです。ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明の点がございましたら(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。

〈引受幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社
担当課 公務第2部 文教公務室

☎ 0120-233-801
(平日9:00～17:00)

〈共同引受保険会社(令和3年4月予定)〉

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保